

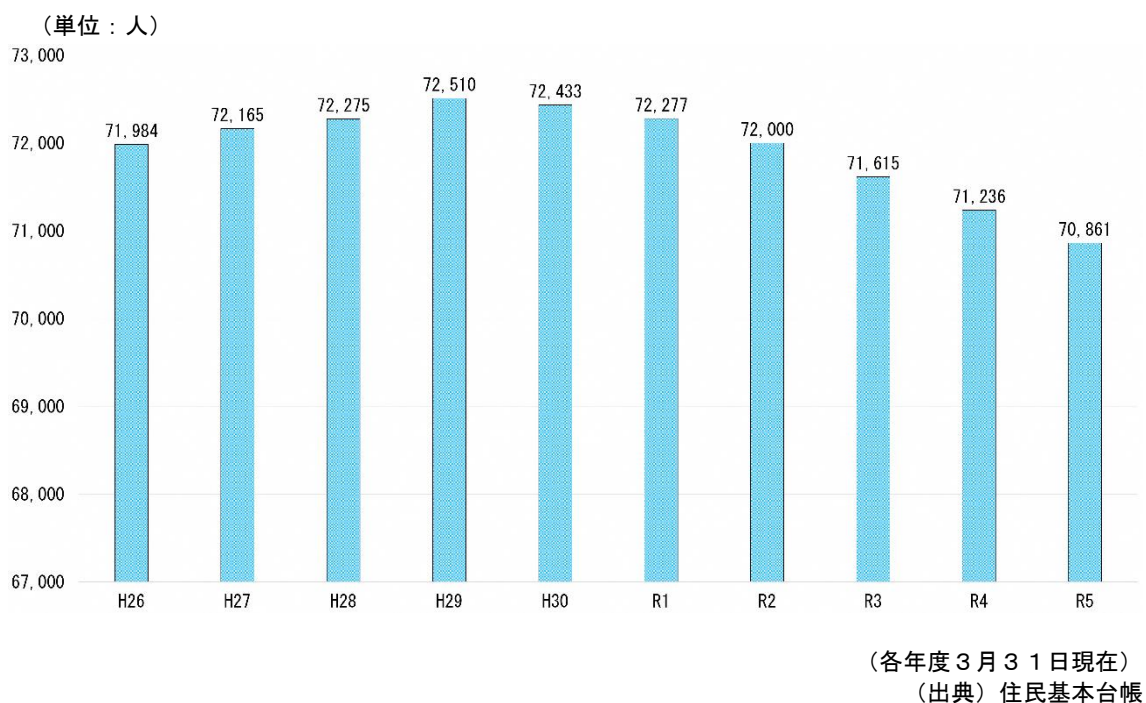
第3章 現状の課題

1 地域特性に関する留意事項

(1) 人口

人口は、平成26年度から平成29年度までは増加傾向にあり、平成26年度の71,984人から、平成29年度は72,510人に増えましたが、平成30年度からは減少傾向となり、令和5年度には70,861人となっています。将来の人口の増減に留意し、市民から排出されたごみ・資源を適正に収集・処理できる体制を整えておく必要があります。

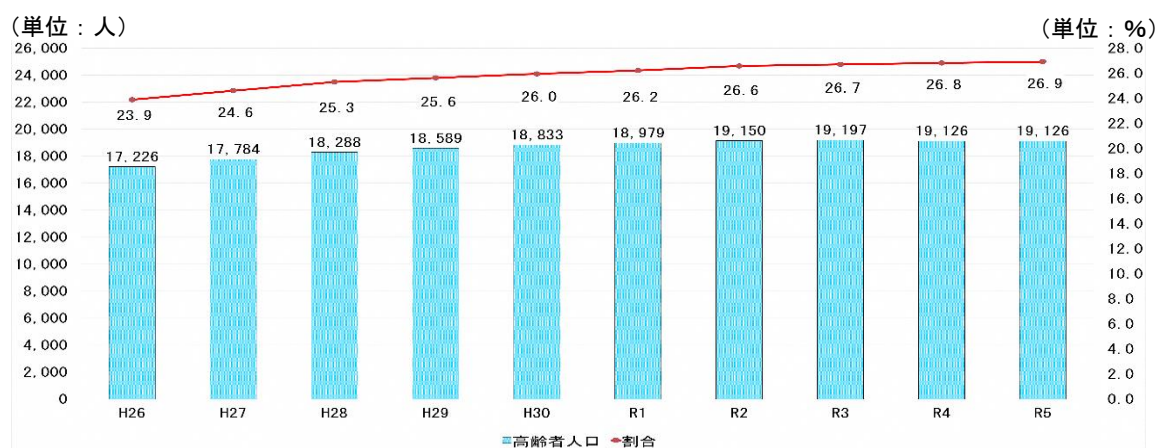
図3-1 人口の推移



(2) 高齢者人口の増加

年齢 65 歳以上の高齢者人口は、平成 26 年度以降増加傾向にありましたが、令和 3 年度をピークに横ばい傾向となり、平成 26 年度の 17,226 人から令和 5 年度には 19,126 人となっています。人口に占める割合も同様の傾向となり、平成 26 年度の 23.9% から令和 5 年度には 26.9% へとなっています。今後も、高齢者の増加が予想されることから、ごみ出しが困難な高齢者世帯へのサポートなど、高齢者が安心して暮らせるような仕組みを整備する必要があります。

図 3-2 高齢者人口と割合の推移

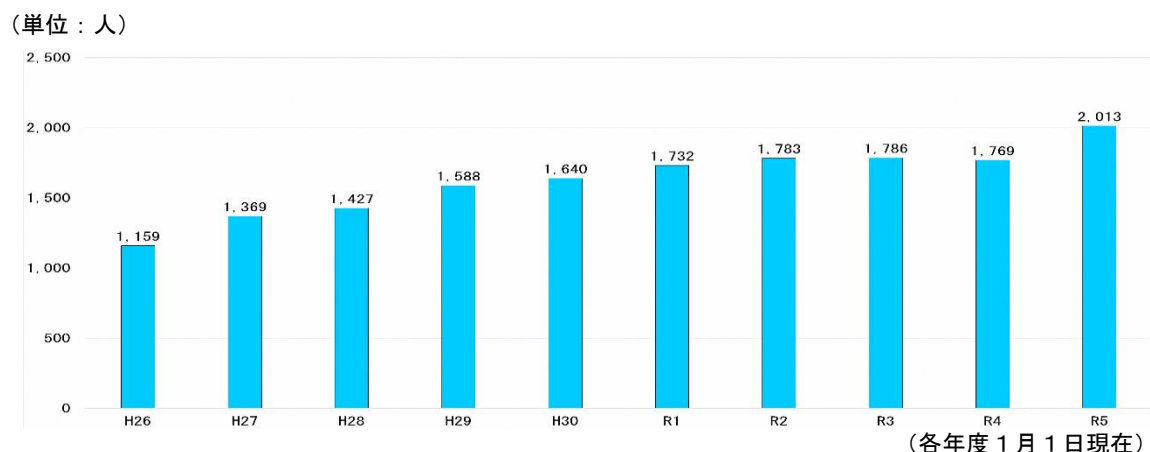


(各年度 1 月 1 日現在 外国人含む)
(出典) 東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口

(3) 外国人人口の増加

外国人人口は平成 26 年度の 1,159 人から令和 3 年度まで増加傾向にあり、令和 4 年度に減少後、令和 5 年度には再び増加し、2,013 人となっています。ごみ・資源の分別ルールやごみ集積所への排出ルールについて、日本語以外の言語による情報伝達を行う必要があります。

図 3-3 外国人人口の推移

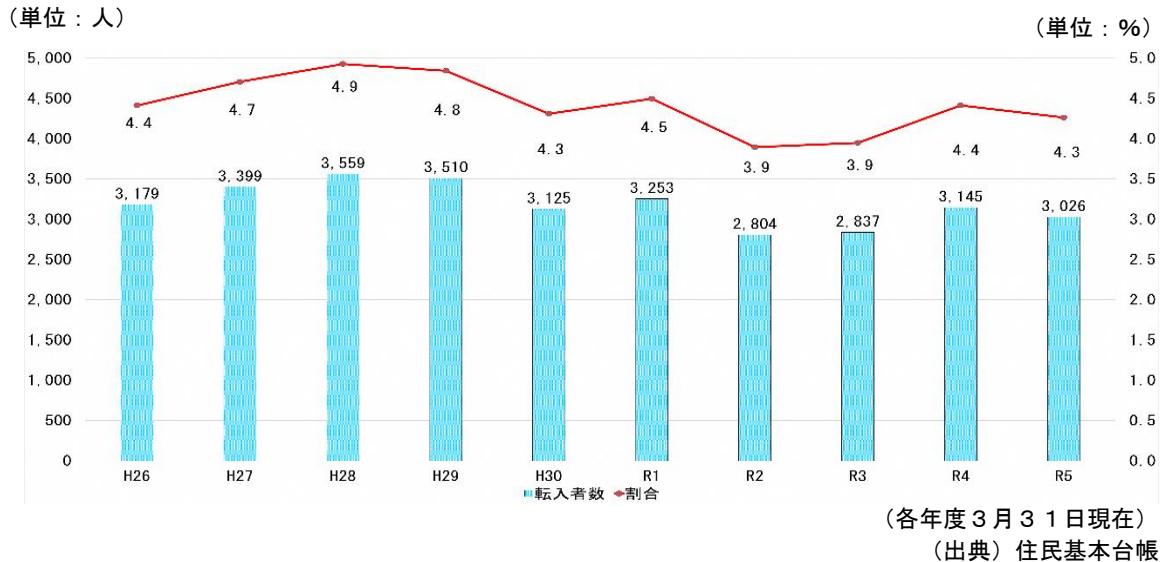


(各年度 1 月 1 日現在)
(出典) 東京都の統計 外国人人口

(4) 転入者への対応

転入者数は2,000人台から3,000人台で推移しています。転入者に対して、本市のごみ・資源の分別・排出ルールについて理解を得るため、転入手続きの窓口や集合住宅の管理会社等を通じたルールの伝達を行う必要があります。

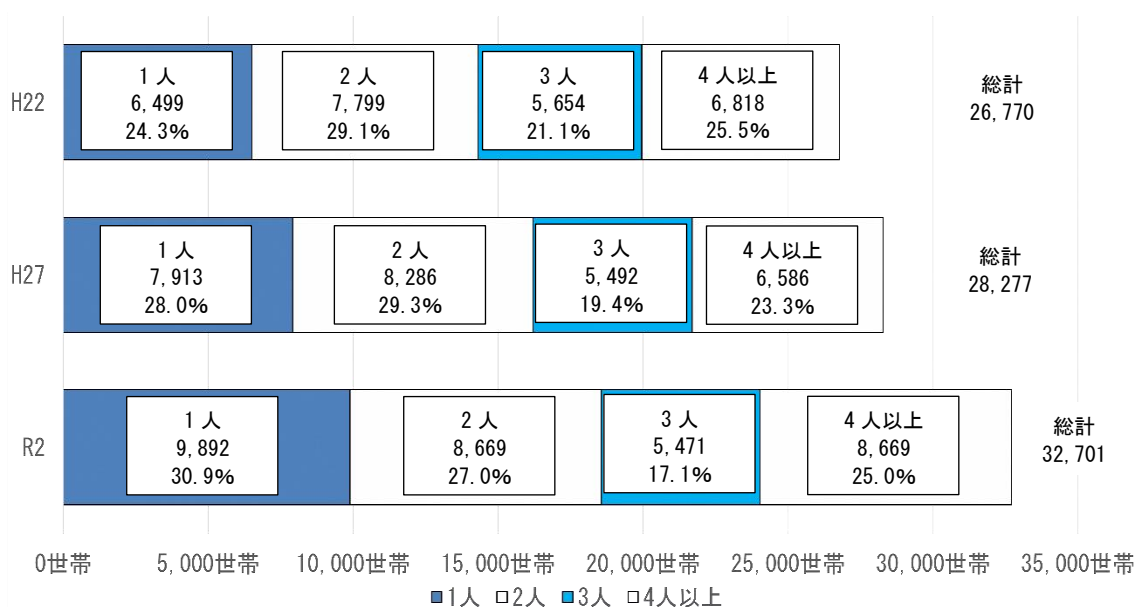
図3-4 転入者数の推移



(5) 単身世帯の増加

1人世帯数は、平成22年度の6,499世帯から令和2年度には9,892世帯へと増加しています。1人世帯には、単身で居住する高齢者やワンルームマンション等に居住する若年単身者、外国人留学生や研修生等が見受けられます。

図3-5 家族人数別の世帯数の推移

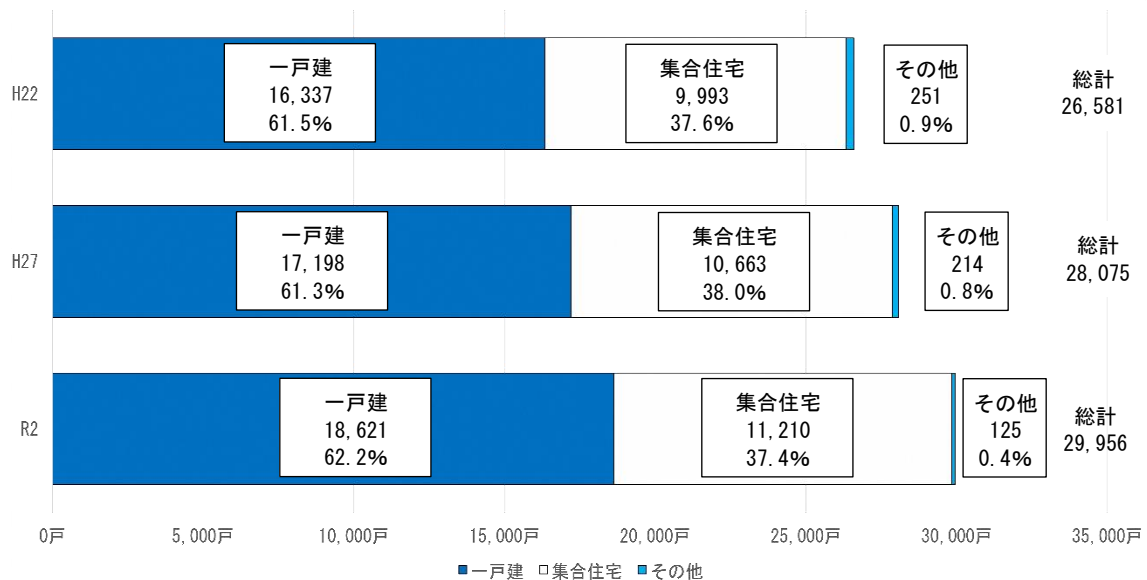


(各年度10月1日現在)
(出典) 国勢調査

(6) 住居形態の変化

一戸建は平成22年度の16,337戸から令和2年度には18,621戸へと増加しています。

図3-6 住居形態の推移



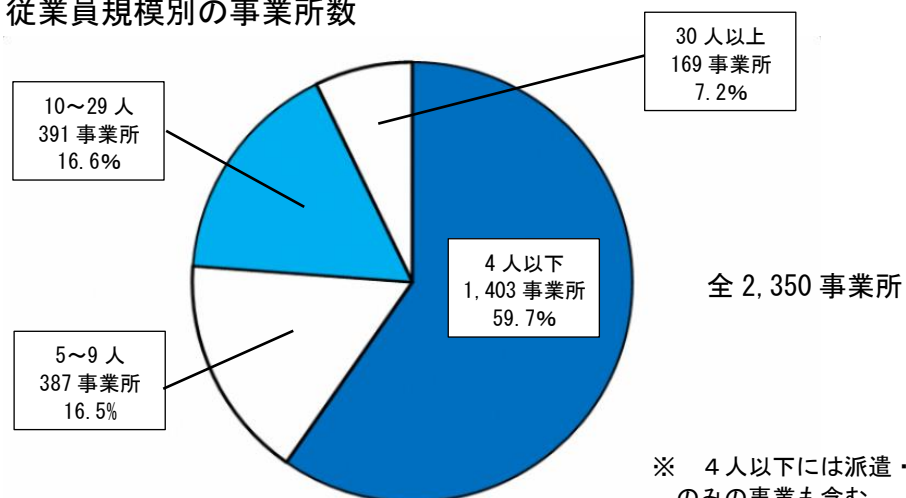
(各年度10月1日現在)

(出典) 国勢調査

(7) 小規模事業所対策

本市の事業所の約3/4が従業員10人未満の事業所です。事業所から排出されるごみについては自己処理が原則ですが、多くの事業所は市の収集にごみを排出していると考えられることから、資源・ごみの分別ルールを遵守させるような普及啓発が必要です。また、日量10kg以上を排出する事業所については、廃棄物処理業者への委託に移行するよう働きかける必要があります。

図3-7 従業員規模別の事業所数



※ 4人以下には派遣・下請けのみの事業も含む。

(令和3年6月1日現在)

(出典) 令和3年経済センサス活動調査

2 前計画の基本的な施策の実施状況

平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの基本的な施策の実施状況を取りまとめました。

なお、実施状況を明らかにするために、実施度合いに応じて次のように評価しました。

- A・・・実施内容が達成基準を上回るもの
- B・・・実施内容が達成基準と同水準のもの
- C・・・実施内容が達成基準を下回るもの
- D・・・目標の達成に向けた取り組みが開始されていないものや実施の見送り、変更等により、上記の区分に該当しないもの

(1) 基本方針1

リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

ア 3つのRの促進に関する普及啓発

基本的な施策	実施状況	評価
・3つのRを実践する意義と必要性	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報、ホームページ及び環境フェスタにおける呼びかけ等により市民等に対し3Rの普及啓発を行っています。	B
・過剰包装の抑制	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。 このうち小売店である「ごみ減量協力店」9店舗において簡易包装への取組を実施しています。	B
・再利用できる商品の利用	株式会社ジモティーでは協定に基づき、ジモティーを活用した不用品の譲渡及び再活用を促進し、リユースを実施しています。	B

イ レジ袋の削減

・マイバッグ持参の普及啓発 ・販売店への要請	毎年10月にマイバッグキャンペーンを実施し、市報及びホームページへの掲載、各公共施設、指定収集袋等取扱店、レジ袋の削減協力店でのポスター掲示により、市民等に対し、レジ袋の削減等の啓発を行っています。	B
---	---	---

ウ 生ごみの減量

・食品ロス削減のための普及啓発	消費者庁が実施している毎年10月を「食品ロス月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」としており、市報等で市民等に対し普及啓発を行っています。	B
・フードドライブの実施	毎月第3週を「フードドライブウィーク」とし、市役所の窓口で不要な食品等を受け付け、子ども食堂及び武蔵村山市社会福祉協議会へ寄付を行っています。	B
・飲食店への働きかけ	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。 このうち飲食店である「食べきり協力店」2店舗において食品ロス削減への取組を実施しています。	B
・水切りの徹底	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報、ホームページ及び環境フェスタにおける呼びかけ等により、市民等に対し、可燃ごみを出す際の生ごみの水切りについて周知及び啓発を行っています。	B
・生ごみ処理機器購入補助制度の普及啓発	可燃ごみの中で多くの割合を占める生ごみの減量を目的として、生ごみ処理機器の購入費の一部を補助しています。	B

エ 製造・販売事業者への要請

・再使用容器などの利用の促進	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。小売店である「ごみ減量協力店」のうち6店舗において資源物の店頭回収への取組を実施しています。	B
・市民に対する販売事業者の取組の周知	「武蔵村山エコショップ」については、ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対し、認定店舗及び取組内容を周知しています。	B

エ 製造・販売事業者への要請（続き）

・国や都を通じた製造事業者への要請	東京都市町村清掃協議会を通じて、東京都への予算要望の際に「拡大生産者責任の強化」について要望を行っています。	B
-------------------	--	---

オ 家庭ごみ有料化の導入

・家庭ごみ有料化の導入に向けた課題などの検討	令和元年度から令和3年度にかけて、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会において検討を行いました。また、令和2年2月には「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定しました。その後、市民説明会及びパブリックコメントを経て令和3年10月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定しています。	B
・市民への説明	令和2年4月から同年9月にかけて、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）」に関する市民説明会を実施し、同年11月から12月にかけては、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）」に関する市民説明会及びパブリックコメントを実施しました。また、令和3年4月から7月にかけては、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（案）」に関する市民説明会を実施しています。	B
・家庭ごみ有料化の実施	令和4年10月に家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始しました。その結果、家庭ごみ有料化翌年度（令和5年度）の排出物原単位は、目標指標を達成しています。	A

(2) 基本方針 2

リサイクル(資源化)の推進

ア 分別の周知

・リサイクルの必要性 ・分別区分 ・排出方法	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌 L e t ` s R e c y c l e、市報及びホームページにおいて市民等に対し、リサイクルの方法及び必要性等の啓発を行っています。	B
・リサイクルされたものの再利用方法や効果	平成30年度から小平・村山・大和衛生組合での破碎処理において発生した不燃残渣は、民間処理施設で路盤材等として全量リサイクルしています。 なお、令和2年4月からは、小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設が稼働したことに伴い、不燃残渣のリサイクルできる量が増加しています。	B

イ 資源回収の充実

・資源回収奨励金制度の拡充	資源回収奨励金制度は、登録団体数が減少傾向にあることから、令和3年度に登録団体の要件を20世帯以上から5世帯以上に緩和しています。 しかしながら、資源回収量は減少傾向にあり、特に紙類の回収量が減少していることから、スマートフォン等の電子媒体の普及等を背景とした新聞・雑誌離れも要因の一つと考えています。	C
・拠点回収の拡充	令和4年10月から家庭ごみの有料化及び戸別収集を実施したことに伴い、不法投棄の増加が懸念されることから、発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収を廃止し、現在は、乾電池、使用済小型電子機器及び使用済インクカートリッジの拠点回収のみを行っています。	B

イ 資源回収の充実（続き）

・生ごみ堆肥化モデル事業の検証	生ごみたい肥化モデル事業は、平成２６年度から実施し、効果を検証した結果、①堆肥化処理は、燃やせるごみで処理する際と比較し、約１０倍の経費がかかること、②全市展開すると、現在の生ごみ堆肥化施設では対応が困難であること、③家庭ごみ有料化の際、全市展開できなければ、市民の公平性が保てないこと、この３点の課題から事業を廃止しました。 その後、経費を抑制し、かつ、市民の公平性を確保できる減量施策として、生ごみ処理容器「ミニ・キューロ」モニター事業を令和元年度から令和３年度まで実施し、検証した結果、①仮に市内の全世帯で実施した場合、総ごみ量の約５％が減量される見込みであること、②安価な導入費用で気軽に取り組むことができること、③小型で集合住宅でもベランダ等で実施できるなど全市展開が容易であること、などの結果となりました。 なお、この検証結果を受け、現在はミニ・キューロの普及啓発を行っています。	B
・資源化品目の拡大	改訂前の一般廃棄物処理基本計画の策定時は、製品プラスチックの資源化についての法律はありませんでしたが、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。 この法律では、市町村に対して、これまでの容プラに加えて、製品プラスチックについても分別収集及び再商品化することを努力義務としたことから、製品プラスチックの資源化について加速する必要があります。	D
・事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進	平成２７年１０月にリネットジャパン株式会社と使用済小型電子機器資源化の促進を目的とした連携と協力に関する協定を締結し、宅配回収を行っています。 拠点回収ボックスで回収した使用済小型電子機器は、民間事業者による買取後、再資源化を行っています。	B

イ 資源回収の充実（続き）

・ 3 市及び小平・村山・大和衛生組合にて分別方式の統一	平成 3 1 年 4 月に竣工した小平・村山・大和衛生組合の資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）では、容プラ及びペットボトルを受け入れ、各工程を経て圧縮梱包し、リサイクル業者に引き渡しをしています。 本市では、容プラ及びペットボトルについては、リサイクルセンターに搬入し、分別後、資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）に搬入し、処理を行っていましたが、令和 4 年 1 0 月の家庭ごみ有料化後は、容プラ及びペットボトルの収集を分別回収に変更し、直接、資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）に搬入しています。	B
-------------------------------------	--	----------

ウ 排出事業者への要請

・ 事業系廃棄物の排出状況の把握	毎年事業系一般廃棄物の搬入事業者の積載物の展開調査を実施し、事業系廃棄物の排出状況の把握に努めるとともに、排出方法の指導を行っています。	B
・ 大規模事業所への指導	3, 0 0 0 m²以上の大規模事業所に対し、廃棄物の排出計画及び排出実績報告の提出を求め、計画的な廃棄物の排出について指導を行っています。	B

エ 販売事業者への要請

・ 再使用容器などの利用の促進	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。小売店である「ごみ減量協力店」9 店舗において資源物の店頭回収への取組を実施しています。	B
------------------------	---	----------

オ 再生品の利用の促進

再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌 <i>Let's Recycle</i>、市報及びホームページで、市民等に対し、リサイクルの方法及び必要性等について情報提供を行っています。	B
再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。小売店である「ごみ減量協力店」9店舗において資源物の店頭回収への取組を実施しています。	B

カ 資源物抜き取り防止

パトロールの強化	2週間に1度市内で古紙等を回収する水曜日に、市の担当者が市内における古紙持ち去り防止パトロールを行い、古紙の持ち去り防止に努めています。特に、市民等から古紙を抜き取り又は持ち去る不審者の通報を受けた地域を重点地域としてパトロールを行っています。	B
警察との連携	市民からの通報を受け、東大和警察署と連携し、古紙を抜き取り又は持ち去る不審者の捜索を行っています。	B

(3) 基本方針3

適正処理の推進

ア 適正排出の推進

廃棄物減量等推進員による指導	地域における定期清掃を率先して促すとともに、クリーン作戦や環境フェスタなどの事業においては、地域の方々や来場者に対して、ごみの分別方法やごみの排出方法を指導します。	B
--	---	---

ア 適正排出の推進（続き）

・収集現場での警告シールの貼付	市の委託する廃棄物収集運搬事業者により、分別が不十分なごみの排出又は異なる方法でのごみの排出が確認できた際に、ごみを収集せずに警告シールを貼り、適正なごみの排出を促しています。	B
・集積所における排出指導	市民及び廃棄物収集運搬事業者からごみの排出が不適切である集積所に関する情報提供を受けた場合に、市の担当者が現地の状況を確認し、指導を行います。	B
・集積所の美化	管理が不適切な集積所等が見受けられた際に、利用者等に対し集積所の美化に努めるよう指導を行っています。	B
・集合住宅の管理者に対する排出指導	管理が不適切な集合住宅の集積所等が見受けられた際に、管理会社や所有者等を通じて集積所の美化に努めるよう指導を行っています。	B
・一定規模以上の開発への保管場所設置の義務付け	集合住宅等の建設の際に、入居者数に応じた集積所の設置を求めています。	B

イ 事業系ごみの適正排出の徹底

・一般廃棄物処理業者への委託の促進	事業活動に伴って排出されたごみの処理責任は排出事業者にあることから、事業系一般廃棄物を日量 10kg 以上排出する事業者に対しては、排出実績や収集事業者からの連絡に応じて指導を行っています。	B
・指定収集袋での排出徹底	事業系一般廃棄物用指定収集袋以外の袋で事業系一般廃棄物の排出が見受けられた際には、廃棄物収集運搬事業者による警告シールの添付を行い、必要に応じて、市の担当が排出方法の指導を行います。	B
・事業系ごみ処理手数料の適正化	受益と負担の適正化を図るため、令和 3 年 7 月から事業系一般廃棄物の持込手数料を 1kg 当たり 25 円から 38 円に変更しました。	B

イ 事業系ごみの適正排出の徹底（続き）

・小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施	毎年、事業系一般廃棄物の搬入事業者の積載物の展開調査を実施し、事業系廃棄物の排出状況の把握に努めるとともに、排出方法の指導を行っています。	B
----------------------------	---	---

ウ 適正な収集体制の維持

・高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討	高齢者・障がい者世帯のごみ出しの支援等については、ごみ出しヘルパーの活用や、就労継続支援事業所によるごみ出し支援の活用などを行っています。	B
・戸別収集の検討	令和2年2月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定し、その後、市民説明会及びパブリックコメントを経て、令和3年10月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定しています。 なお、戸別収集は、令和4年10月に家庭ごみ有料化と同時に実施しています。	B
・委託業者への要請	収集車の排ガスなどによる市民への影響を最小限にするため、廃棄物収集運搬事業者に対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づく車両の使用等を求めています。	B

エ 処理困難物への対応

・事業者による回収の周知	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対して、市で収集ができない家電リサイクル法対象物等の処分方法について、周知を行っています。	B
・市で収集しない廃棄物の処理ルートを紹介	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対し、市で収集ができない家電リサイクル法対象物等の処分方法について、周知を行うとともに、電話での問い合わせの際には、専門業者の紹介を行っています。	B

エ 処理困難物への対応（続き）

・国や都を通じた要請	東京都市町村清掃協議会を通じて、東京都への予算要望の際に「処理困難物への対応」について要望を行っています。	B
------------	---	---

オ 不法投棄対策

・市民・事業者への意識啓発	市民等への不法投棄防止を呼びかけるため、不法投棄防止看板の作成及び設置並びに市民への配布を行っています。 また、収集運搬事業者への委託により、週2回不法投棄防止パトロールを実施しています。	B
・不法投棄対策の検討	多摩湖外周道路周辺における不法投棄の防止方法については、東大和市及び東大和警察署と連携し、引き続き対策の検討を行います。	C

カ 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

・小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）については、平成31年4月に竣工し、容プラ及びペットボトルを受け入れ、各工程を経て圧縮梱包し、リサイクル業者に引き渡しをしています。	B
---------------------------	--	---

キ 不燃・粗大ごみ処理施設の整備

・不燃・粗大ごみ処理施設の整備	小平・村山・大和衛生組合の「不燃・粗大ごみ処理施設」については、令和2年4月から稼働し、家庭などから出る不燃ごみ及び粗大ごみの受け入れ、処理を行っています。	B
・不燃・粗大ごみ処理施設における資源化の検討	小平・村山・大和衛生組合の「不燃・粗大ごみ処理施設」においては、不燃・粗大・鉄・アルミについて自動選別を行い、自動選別が難しい廃棄物については手作業で可能な限り資源物の回収に努めています。	B

ク （仮称）新ごみ焼却施設の整備

・施設規模の適正化	（仮称）新ごみ焼却施設は、施設の周辺地域や環境に配慮するため、改修前の処理能力（３６０ｔ/日）よりもコンパクトな規模（２３６ｔ/日）を予定しています。	B
・余熱利用設備の設置	ごみの焼却により発生した熱エネルギーを効率的に回収して発電やこまれの足湯に有効利用する予定です。 なお、発電した電力の一部は、小平市、東大和市及び本市へ供給し、地産地消を行う予定です。	B
・環境への配慮	最新の技術を組み合わせた設備により、ごみと排ガスの処理を行うとともに、騒音、振動及び悪臭の発生防止に十分配慮した、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設とする予定です。	B

ケ リサイクル施設の検討

・リサイクル施設の検討	リサイクルセンターでは、収集されたライター・びん・有害物、缶・金属を受け入れ、施設で選別し、適正な処理を行っています。	B
-------------	---	---

コ 最終処分量の削減

・不燃残さ埋立ゼロの実現	不燃残さについては、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成３０年度からは、民間処理施設において全量リサイクルを行っています。そのため、現在のところ埋立処理は行っていません。	B
・東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減	東京たま広域資源循環組合への搬入量は、平成２８年度の１，８３６ｔから令和５年度には１，３９１ｔと減少しています。 破碎不燃物の搬入については、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成３０年度から民間処理施設において全量リサイクルを行っています。	B

サ 災害時の対応

・ 災害廃棄物処理計画の策定	本市においては、平成31年3月に武蔵村山市災害廃棄物処理計画を策定しています。 しかしながら、令和5年9月に東京都災害廃棄物処理計画が改訂されたことから、都計画と整合性を図るため、武蔵村山市災害廃棄物処理計画においても改訂を行う必要があります。	B
・ 民間事業者との連携 ・ 都・他自治体との連携	災害時における廃棄物の適正な収集運搬・処理体制を確保するため、廃棄物収集運搬事業者、他自治体、他一部事務組合等と協定を結ぶことについて、検討する必要があります。 また、市は武蔵村山市清掃事業協同組合と災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結していますが、迅速な対応を行う必要があることから、発災した際の具体的な協力内容等について、マニュアル等の整備を行う必要があります。	C

(4) 基本方針4

市民・事業者・市の協働

ア 普及啓発手法の活用

・ ごみ情報誌	市民等に対し、市のごみ処理状況、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更等の情報を効果的に提供するために、ごみ情報誌Let`s Recycleを発行し、併せてホームページでも公表しています。	B
・ 市報	市民等に対し、市のごみ処理状況、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更等の情報を提供しています。	B
・ ホームページ	市民等に対し、市のごみ処理状況、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更、フードドライブの実施等の情報を提供しています。	B

ア 普及啓発手法の活用（続き）

・ごみ分別アプリ	市民等に対し、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更、フードドライブの実施、粗大ごみの出し方、廃棄物処理手数料等の情報を提供しています。	B
・フェイスブック・ツイッター	市民等に対し、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更、フードドライブの実施、粗大ごみの出し方、廃棄物処理手数料、クリーン作戦・環境フェスタの実施等の情報を提供しています。	B
・イベント	毎年、廃棄物減量等推進員（クリーンボランティア）、地域の自治体、青少年対策本部及び小・中学校PTA等との連携により、クリーン作戦を実施するとともに、村山デエダラまつりと併せて環境フェスタを実施しています。 また、毎月第3週にフードドライブを実施しています。	B

イ 市民・事業者・市の双方向の情報交換

・廃棄物減量等推進審議会の運営	市の廃棄物施策の実施に当たり、廃棄物減量等推進審議会を開催し、新たな施策の検討及び計画の見直し等を行っています。	B
・廃棄物減量等推進員との意見交換	毎年、廃棄物減量等推進員（クリーンボランティア）と連絡会を開催し、地域の清掃及び美化を推進するための方策や課題について意見交換を行っています。	B
・市民・事業者とのネットワークづくりの検討	武蔵村山市ボランティアシール交付団体や資源回収団体等の方々、また、市とリユースの協定を締結している事業者等とは個々に協力を行っています。 しかしながら、ネットワークの構築には至っていない状況から、引き続きネットワークづくりの検討を行う必要があります。	C

ウ 環境教育・学習の実施

・ 小学校 4 年生を対象とした副読本の作成	市内小学校の 4 年生を対象に、ごみに関する小冊子を作成し、ごみの減量や資源化の推進に関する知識の醸成を図っています。	B
・ 出前講座	市内の自治会等からの要請を受け、ごみの分別及び排出方法や、家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施によるごみの減量効果等についての出前講座を実施しています。	B
・ 環境フェスタの実施	村山デエダラまつりと併せて環境フェスタを実施し、4 R の推進、ごみの減量化及び環境への配慮等について啓発を行っています。	B
・ 環境学習プログラムの充実に向けた調査研究	環境学習プログラムの充実に向けた調査研究方法については、検討結果の取りまとめには至っていません。引き続き調査研究を行います。	C
・ 体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討	市民等による、ごみ処理及びごみの減量等に関する関心を高めるため、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場及びエコセメント製造施設の見学会を行っています。 また、生ごみ減量への意識高揚につなげるため、一般世帯や子ども向けに「ミニ・キユーロ工作教室」を実施しています。	B
・ 環境啓発機能(プラザ機能)の検討	環境啓発機能(プラザ機能)については、検討結果の取りまとめには至っていません。引き続き、検討を行います。	C

エ 国・都・他自治体などとの連携

・小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携	小平・村山・大和衛生組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の処理のほか、資源物中間処理施設（愛称：エコプラザスリーハーモニー）」では、容プラ及びペットボトルについて、各工程を経て圧縮梱包し、業者に引き渡し、リサイクルしています。 今後も、必要に応じて、廃棄物の処理及び資源のリサイクルについて小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携を行います。	B
・国や都、他自治体との連携	東京都市町村清掃協議会において各市における課題とその対策等について意見交換を行い、情報を共有しています。 また、国、東京都等が主催する事業説明会や意見交換会においても、情報交換等を行っています。	B
・国や都を通じた事業者への要請	東京都市町村清掃協議会を通じて、東京都への予算要望の際に「拡大生産者責任の強化」や「処理困難物への対応」等について要望を行っています。	B

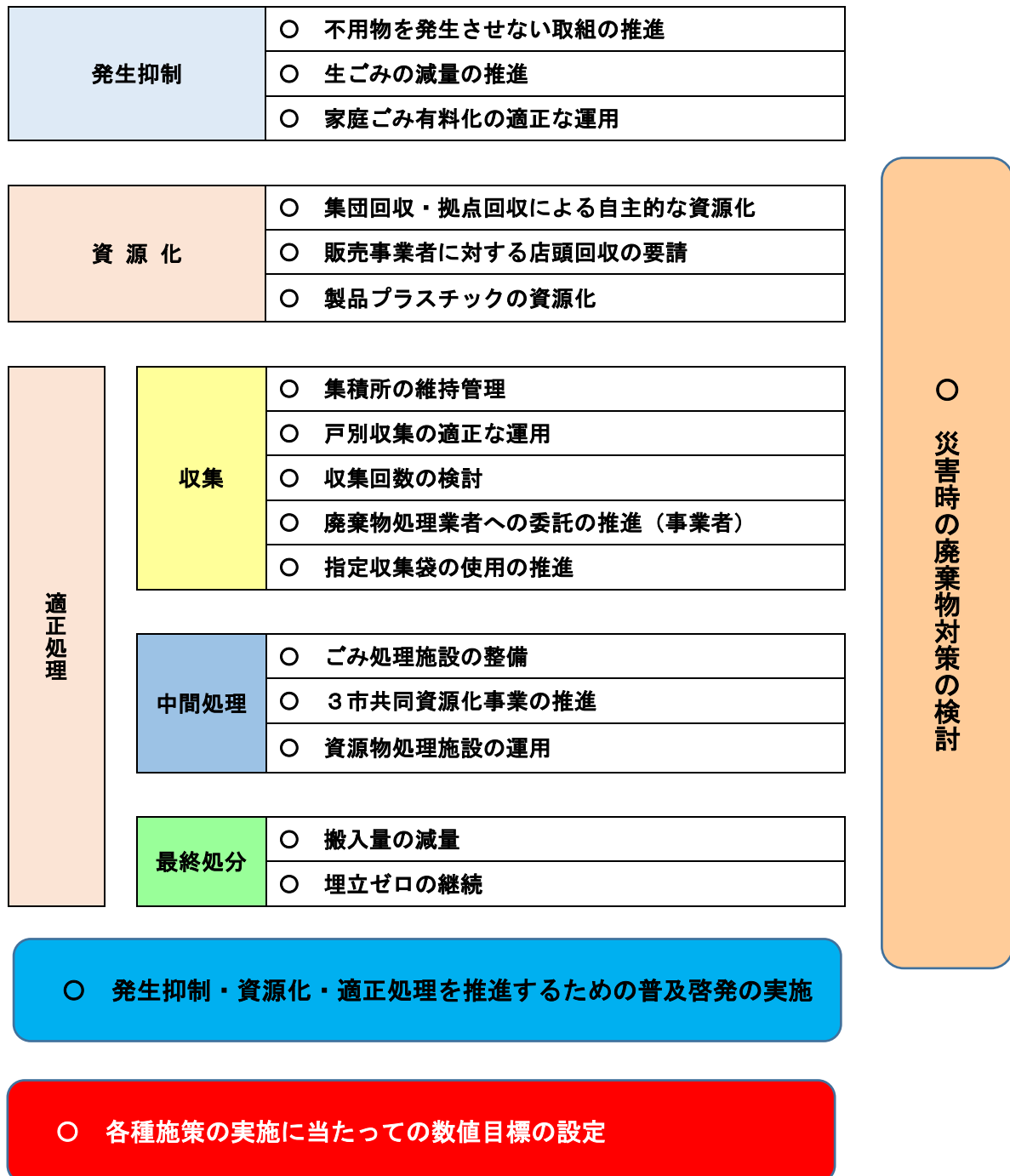
オ 市での率優先的な取組

・ 4 R の率優先した取組 ・ 再生品の積極的な利用	本市においては、武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画を策定しており、その中で①用紙については、再生紙の利用に努めること、②文具・事務機器等については、廃プラスチックから作られた製品とすること、③グリーン購入を推進すること、④リフューズ（ごみになるものは買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（資源として再利用する）の優先順位に従って廃棄物を減量すること、⑤生ごみは水分を切って出すこと、⑥プリンターのカートリッジは事業者回収してもらうことなどが定められており、市役所庁内において実施されています。	B
---	---	----------

3 現状における課題の取りまとめ

現状における課題を整理すると次のようになります。

図3-8 現状における課題の取りまとめ



4 前計画の目標値の達成状況

前計画では、基本理念「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の進捗を管理するため3つの目標指標及び3つのモニター指標を設定しています。

目標指標とは、前計画において達成目標を定めている指標です。モニター指標とは、達成目標は定めていないが進捗状況を評価する指標です。

令和5年度の目標値と実績値を比較すると、指標1の排出物原単位は達成していますが、指標2の収集ごみ量原単位及び指標3のリサイクル率（資源化率）（エコセメントを含む）は未達成です。また、令和9年度の目標値と令和5年度の実績値を比較すると、すべての指標で未達成です。

これらの目標を達成するために引き続き努力をしていく必要があります。

表3-1 前計画の指標に関する中間達成状況

指 標			単 位	実 績 値	目 標 値		実績値	達成状況 (達成率)
				平成28 年 度	令和5 年 度	令和9 年 度	令和5 年 度	
目標指標	指標1	排出物原単位	(g/人日)	774.9	674.0	642.0	667.4 (▲6.6)	達 成 (101.0%)
	指標2	収集ごみ量 原 単 位	(g/人日)	495.9	407.0	381.0	417.5 (10.5)	未達成 (97.5%)
	指標3	リサイクル率 (資源化率) (エコセメン トを含む)	(%)	34.3	37.1	38.0	34.3 (▲2.8)	未達成 (92.5%)
モニター指標	指標4	持込ごみ量	(t/年)	2,273	2,137	2,047	2,149 (12)	未達成 (99.4%)
	指標5	リサイクル率 (資源化率) (エコセメン トを除く)	(%)	25.3	28.5	29.5	26.2 (▲2.3)	未達成 (91.9%)
	指標6	東京たま広域 資源循環組合 搬 入 量	(t/年)	1,836	1,611	1,542	1,391 (▲220)	達 成 (115.8%)

※ 実績値令和5年度の下段の（ ）は、目標値令和5年度との差。